

消費生活相談員資格試験の出題傾向がわかる

科目別・法律別 過去問題集

(2017年～2019年の3年分・法改正対応解説付)

「消費生活相談員資格試験」の出題分野には一定の傾向がみられます。この問題集は過去3年分(2017年～2019年10月)の試験問題を**科目別、法律別に分類し、編集**したものです。問題を科目別に分類することで繰り返し出題されている内容、重点ポイント、重要語句がわかります。解説は出題後の**法律の改正にも対応**しています。

過去問題を学習することが試験対策には重要といわれますが、それを具体的にどう活用していけばいいか、迷うこともあるでしょう。出題範囲の広い試験だからこそ、いかに効率的に学習するかが合否を分けるともいえます。**本問題集には映像特典として長年受験指導に携わる講師による「過去問を使った勉強法」「論文対策」の講義をお付けしています。**受験対策のひとつとしてお役立てください。

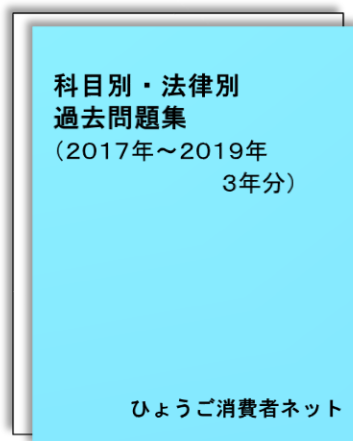
*教材代金：7,000円(送料込み)

- <内 容> 1. 科目別・法律別 過去問題集 《問題編・解説編 2分冊》
(2017年～2019年の3年分・法改正対応解説付)
2. <映像特典> オンデマンド講義『過去問を使った勉強法』・『論文対策』
(合計約60分) レジューメ付き

*申込方法：教材代金を申込書記載のゆうちょ銀行の指定口座へお振込みいただき、ご住所・氏名・連絡先を別紙申込票FAXまたはメールにて、当事務局まで送信ください。

*申込締切：令和3年9月15日

※尚、2020(令和2)年度
オリジナル過去問解説集も
別途販売しております。
(送料込み3,000円)



(表紙図はイメージです。)

◆お申込み・お問い合わせは、

認定NPO法人 ひょうご消費者ネット 事務局

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-11 兵庫県母子会館2階C
(月～金曜の13時～17時、土日祝日休み、臨時休業あり)

TEL: [078-361-7201](tel:078-361-7201) FAX078-361-7205

E-mail: tekikaku-jukenkoza@hyogo-c-net.com

発行：内閣総理大臣認定 適格消費者団体認定 NPO 法人 ひょうご消費者ネット

科目別・法律別 過去問題集 【目次抜粋】

科目	法律別
消費者行政	消費者基本法、消費者行政機関等、消費者安全法…
消費者安全	製造物責任法、消費生活用製品安全法…
消費生活一般	衣料、食品、環境…
	住宅 【住宅品確法・住宅瑕疵担保履行法】 ◆下記に編集例掲載
消費関連諸法	旅行業法、旅行業約款、探偵業法、約款（宅配便、引越運送）…
民法	◆下記に法改正対応解説例掲載
消費者契約法	
特定商取引法	
金融・保険関連法	金融商品販売法、金融商品取引法、商品先物取引法…
…	

【法律別に各年度の問題を編集】 法律ごとの出題内容がわかる！

【住宅品質確保促進法・住宅瑕疵担保履行法】

16. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を、解答用紙の解答欄に記入(マーク)しなさい。

<2017>

⑩住宅の品質確保の促進等に関する法律においては、新築住宅の瑕疵担保責任の期間は、売買契約又は請負契約により、買主又は注文者に新築住宅を引き渡した時から 20 年以内まで伸長することができる。

<2018>

⑤建設業の許可を受けた建設業者は、消費者から発注を受けた新築住宅を引き渡すまでに、**特定住宅建設瑕疵担保責任**の履行を確保するため、住宅建設瑕疵担保保証金を供託するか、あるいは住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結していなければならない。

⑧住宅の品質確保の促進等に関する法律において、国土交通大臣及び厚生労働大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、「日本住宅性能表示基準」を定めることが義務づけられている。

<2019>

⑩「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく指定住宅紛争処理機関は、同法に基づく建設住宅性能評価書が交付された住宅について、その建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争について、あつせん、調停等の住宅紛争処理を行うが、設計住宅性能評価書のみが交付された住宅に関する紛争は取り扱うことができない。

【法改正対応解説】 試験出題後の法改正がわかる！

<2017 年度試験 第 11 問 【民法】 解説>

○②一般的には、意思表示の様式は問われず、申込みと承諾の意思が合致すれば契約は成立する。保証契約は書面でなければ、効力が発生しない（民法 446 条 2 項）。このように、意思表示の合致に際して法律上定められた一定の方式を必要とする契約を要式契約という。

★改正民法では、契約の成立について、申し込みの意思表示に対して相手方が承諾した時に成立することが明記された（民法 522 条 1 項）。